

令和 6 年

小牧市議会第 3 回定例会提出議案

(第 2 号)

令和 6 年 9 月 2 日 招 集

小牧市議会第 3 回定例会提出議案目次（第 2 号）

| | | |
|----------|--|---|
| 議案第 93 号 | 小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定 について…………… | 1 |
| 議案第 94 号 | 小牧市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に ついて…………… | 5 |
| 議案第 95 号 | 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負 担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出につい て…………… | 9 |

小牧市議会議案第93号

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月25日提出

| | | | |
|---------|---|---|-------|
| 小牧市議会議員 | 石 | 田 | 知早人 |
| 同 | 上 | 加 | 藤 晶 子 |
| 同 | 上 | 山 | 田 美代子 |
| 同 | 上 | 鈴 | 木 裕 士 |
| 同 | 上 | 小 | 川 真由美 |
| 同 | 上 | 小 | 島 倫 明 |

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条（招集）」を

「第13条（招集）」

に改める。

第13条の2（委員会の開会方法の特例）」

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第 27 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、オンラインによる方法により委員会を開会するため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 委員長は、委員について、大規模な災害の発生、感染症のまん延等により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができることとする。（第13条の2関係）
- 2 オンラインによる方法により開会される委員会における出席説明並びに公述人及び参考人の意見陳述について定める。（第19条、第23条及び第27条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

小牧市議会議案第94号

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月25日提出

| | | | |
|---------|---|---|-------|
| 小牧市議会議員 | 石 | 田 | 知早人 |
| 同 | 上 | 加 | 藤 晶 子 |
| 同 | 上 | 山 | 田 美代子 |
| 同 | 上 | 鈴 | 木 裕 士 |
| 同 | 上 | 小 | 川 真由美 |
| 同 | 上 | 小 | 島 倫 明 |

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則

小牧市議会会議規則（昭和45年小牧市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第2章第1節中第92条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第92条の2 この章における出席委員には、小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）第13条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第115条第1項中「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第116条に次の1項を加える。

- 2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第126条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第139条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望する

ときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、オンラインによる方法により委員会を開会するため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則案のあらまし

- 1 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員に関する措置について定める。（第92条の2関係）
- 2 オンラインによる方法により開会される委員会における委員外議員の発言、委員長への発言、不在委員の表決、紹介議員の説明等について定める。（第115条、第116条、第126条及び第139条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行する。

小牧市議会議案第 95 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出について

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書を地方自治法第 99 条の規定により次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 25 日提出

| | | | |
|---------|---|---|-------|
| 小牧市議会議員 | 石 | 田 | 知早人 |
| 同 | 上 | 加 | 藤 晶 子 |
| 同 | 上 | 山 | 田 美代子 |
| 同 | 上 | 鈴 | 木 裕 士 |
| 同 | 上 | 小 | 川 真由美 |
| 同 | 上 | 小 | 島 倫 明 |

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって国においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

小牧市議会

議長 舟 橋 秀 和

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)